

美濃加茂市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定によりその結果及び意見の内容を別紙のとおり公表する。

令和3年3月15日

美濃加茂市監査委員 永 田 博 和  
同 森 弓 子

## 令和 2 年度 財政援助団体等監査の結果報告書

- 1 監査の種類 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 9 9 条第 7 項の規定による監査
- 2 監査の対象 公の施設(中之島公園)の指定管理業務
  - (1) 指定管理者 中之島公園利活用共同体  
代表企業 有限会社 EAT&LIVE  
構成企業 有限会社リタッグ
  - (2) 所管部署 建設水道部土木課
- 3 監査の実施日
  - (1) 事前書面監査 令和 3 年 1 月 1 8 日(月)～同年 2 月 4 日(木)
  - (2) 対面監査 令和 3 年 2 月 5 日(金)
- 4 監査の実施場所 監査委員事務局及び中之島公園
- 5 監査の方法  
指定管理者及び所管部署に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、美濃加茂市監査基準(令和 2 年美濃加茂市監査委員告示第 1 号)に準拠し書面及び現地調査を行い、必要に応じ所管部署職員及び指定管理者からの説明を聴取し、監査を実施した。
- 6 監査の着眼点
  - (1) 指定管理者
    - ① 指定管理に係る協定書等に基づき当該施設が適正に管理されているか。
    - ② 協定書等に定められた報告書等は、適時に提出されているか。
    - ③ 指定管理業務に係る出納事務は、適正に行われているか。
  - (2) 所管部署

- ① 指定管理者の指定は、法・条例等に基づき、適正に行われているか。
- ② 指定管理に係る協定等の締結は、適正に行われているか。
- ③ 指定管理者への指導監督は、適正に行われているか。
- ④ 業務の履行確認は、事業報告書により適正に行われているか。

## 7 指定管理の概要

### (1) 公の施設の概要

- ① 名称 中之島公園
- ② 所在地 美濃加茂市御門町2丁目 地内
- ③ 敷地面積 29,476.56平方メートル
- ④ 建物面積 1,182.03平方メートル

### (2) 指定管理者 中之島公園利活用共同体

代表企業 有限会社 EAT&LIVE

構成企業 有限会社リタッグ

### (3) 指定の意義

指定管理者がその能力を活用して施設の管理運営を行い、利用者等に提供する行政サービスを向上させることを通じて、施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成し、もって地域の福祉の一層の増進を図ることにある。

### (4) 指定期間 平成30年4月1日～令和5年3月31日

### (5) 業務の範囲

- ① 施設の維持管理に関する業務
- ② 施設の行為の許可に関する業務
- ③ 施設の利用の禁止又は制限に関する業務
- ④ 施設における有料公園施設の使用の許可に関する業務
- ⑤ 施設の使用料等の徴収に関する業務
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める業務

### (6) 指定管理料

- ① 平成30年度 16,288,000円

- ② 平成31年度（令和元年度） 15,738,388円
  - ③ 令和2年度 15,500,834円
- (7) 施設利用実績(来場者数) ◎市の目標来場者数 40,000人
- ① 平成30年度 112,298人  
※月平均9,358人
  - ② 平成31年度（令和元年度） 136,701人  
※月平均11,392人
  - ③ 令和2年度(12月末現在) 79,456人  
※月平均8,828人

(8) 収支状況

① 収入の部

単位：円

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
指定管理料	16,288,000	15,738,388	15,500,834
シャワー利用料 (アクティビティ利用者)	291,000	370,200	290,000
シャワー利用料 (ランナー、フィットネス利用者)	23,000	20,200	18,200
施設利用料(大ホール)	194,000	319,000	148,500
施設利用料(小ホール)	6,600	25,000	18,000
行為許可料	23,300	33,694	16,100
事業収入	53,800	448,868	90,510
利息収入等	24	23	21,353
合計	16,879,724	16,955,373	16,103,497

② 支出の部

単位：円

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人件費	6,323,199	6,526,548	4,994,800

事務費(広告宣伝費、通信費等)	2,994,982	1,988,426	1,231,329
事務費(イベント、講座開催費)	1,124,294	1,605,562	420,570
施設管理費(保守費)	465,912	846,560	710,600
施設管理費(維持補修費)	4,317,671	4,920,975	3,793,145
事務経費・施設需用費(光熱水費)	2,853,592	3,115,861	2,288,594
事務経費・施設需用費(需用費)	951,145	492,252	197,477
合 計	19,030,795	19,496,184	13,636,515

③ 収支差引額

単位：円

合 計	△2,151,071	△2,540,811	2,466,982
-----	------------	------------	-----------

備考 ア 令和2年度は、令和3年1月末現在

イ 平成30年度及び令和元年度の収支差引額の赤字分は、自主事業による収益で補填されている。

ウ 指定管理者の指定管理業務と自主事業を併せた全体収支は、平成30年度26,148,562円、令和元年度30,017,214円の黒字である。

8 監査の結果

公の施設の指定管理者が行った当該施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行状況及び所管部署の指定管理者に係る事務の執行状況について、概ね適正に処理されていると認められたが、次の事項については、是正、改善等を要すると認められた。

(1) 指定管理者に関する事項

【検討】上下水道料金・ガス料金・電気料金の経費按分方法について、単純に建物面積で按分としているが、実態に応じた按分方法を検討いただきたい。

(2) 所管部署に関する事項

【指導】平成31年度協定書が平成31年3月29日に締結されてい

た。また、平成30年度協定書における指定管理料の支払月5月と10月が、平成31年度協定書から支払月4月と10月に変更されたが、請求書の提出期限を支払月の1箇月前とする規定を変更しなかったため、前年度である3月末までに請求することとなってしまうていた。年度協定書の規定を適正なものとするとともに、締結についても適正な日に行うこと。

## 9 監査委員の意見

指定管理業務の業務改善のための要望や提案等、監査委員の意見を以下のとおり添えます。

### (1) 指定管理者に関する事項

- ① 年間来場者が、市が指定管理制度導入時に見込んでいた来場者数4万人を大幅に上回り、平成30年度約11万人、令和元年度約13.6万人と増加している状況は、指定管理者の経営努力の成果であると思います。引き続き憩いと集いの空間を提供する公園運営管理を期待しています。
- ② シャワー利用者を増やすための仕掛けを検討ください。
- ③ 施設管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程など諸規程を整備してください。

### (2) 所管部署に関する事項

- ① 基本協定書第54条において、請求、通知、申出、報告、承諾、承認及び解除は、特別な場合を除き、書面により行わなければならないと定められている。自主事業の実施に際しての事前協議と市の承認、管理施設の修繕を行う際の市の承認など書類の確認ができなかった。基本協定書等に定められた事務処理を適正に行ってください。
- ② 多くの来場者があり、美濃加茂市の観光資源として定着してきたと思います。みのかも健康の森・ぎふ清流里山公園・リバーポート美濃加茂(中之島公園)を結んだ「健康自然ライン」を活用した中之島公園の魅力拡大の施策展開を進めてください。